

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：法務局・地方法務局		No. 1						
<b>事務・権限移譲等検討シート（個票）</b>								
事務・権限名	司法書士試験の実施							
事務・権限の概要	<p>【目的】 司法書士となる資格を有する者は、主に司法書士試験に合格した者であるため、法務大臣は、毎年1回、司法書士試験を実施している。</p> <p>【根拠法令】 司法書士法、司法書士法施行規則</p> <p>【関係する計画・通知等】</p> <p>【具体的な業務内容】 試験申込受付、試験会場の確保、試験運営等の試験実施業務（全国50会場）</p>							
予算の状況 （単位：百万円）	52百万円							
関係職員数	50局×2人（担当課長及び担当官）=100人 （ただし、他の業務も兼務している。また、試験当日の職員数は含まない。）							
事務量（アウトプット）	<p>○ 出願者数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>33,166</td> <td>31,228</td> <td>29,379</td> </tr> </tbody> </table>		平成22年度	平成23年度	平成24年度	33,166	31,228	29,379
平成22年度	平成23年度	平成24年度						
33,166	31,228	29,379						
地方側の意見	【全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（H22.7.15）】（要旨） 法務局・地方法務局が所管する司法書士試験等に関する事務については、廃止・民営化等。							
その他各方面の意見	該当なし							
平成21年工程表における見直しの内容	該当なし							
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	該当なし							
その他既往の政府方針等	平成20年12月8日地方分権改革推進委員会第2次勧告において、「市場化テストの実施を検討する。」とされたが、平成25年3月15日に実施された内閣府官民競争入札等監理委員会施設・研修等分科会ヒアリングにおいて、市場化として切り出すにはボリュームに欠け、経費削減を図ることができないことなどから、市場化になじむものではない旨の説明を行い、了承されている。							
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; text-align: center; width: fit-content; margin: 10px auto;">A - a</div> （参考） 平成22年の検討結果 A - a	司法書士試験は、国家試験であるため、問題作成及び採点（試験委員の選任を含む。）、合格者の決定、受験手数料の額の決定等は、法務本省等において行う必要があるところ、試験申込受付、試験会場の確保、試験運営等の試験実施業務は、各法務局において行っているが、各地方自治体において試験実施業務を行うことができれば、試験会場数の増加（現在、司法書士試験については、筆記試験は全国50会場、口述試験は全国8会場で実施）により、受験者の利便性が格段に向上するほか、地方自治体が所有する施設等を試験会場とすれば、会場借料も不要になり、経費も削減できることが期待できる。							
備考	当該業務の移譲に当たっては、国家試験としての公平性を確保する観点から、現在行っている障害者等に対する特別措置、遅刻した受験者への対応、時間延長の措置等に関して全国統一した運用を確保することを条件とする。							

事務・権限移譲等検討シート

		出先機関名：法務局・地方法務局	No. 2						
<b>事務・権限移譲等検討シート（個票）</b>									
事務・権限名	土地家屋調査士試験の実施								
事務・権限の概要	<p>【目的】 土地家屋調査士となる資格を有する者は、主に土地家屋調査士試験に合格した者であるため、法務大臣は、毎年1回、土地家屋調査士試験を実施している。</p> <p>【根拠法令】 土地家屋調査士法、土地家屋調査士法施行規則</p> <p>【関係する計画・通知等】</p> <p>【具体的な業務内容】 試験申込受付、試験会場の確保、試験運営等の試験実施業務（全国9会場）</p>								
予算の状況 （単位：百万円）	13百万円								
関係職員数	50局×2人（担当課長及び担当官）=100人 （ただし、他の業務も兼務している。また、試験当日の職員数は含まない。）								
事務量（アウトプット）	<p>○ 出願者数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,739</td> <td>6,310</td> <td>6,136</td> </tr> </tbody> </table>			平成22年度	平成23年度	平成24年度	6,739	6,310	6,136
平成22年度	平成23年度	平成24年度							
6,739	6,310	6,136							
地方側の意見	【全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（H22.7.15）】（要旨） 法務局・地方法務局が所管する土地家屋調査士試験等に関する事務については、廃止・民営化等。								
その他各方面の意見	該当なし								
平成21年工程表における見直しの内容	該当なし								
平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等（近い将来に実施することが決まっているものを含む。）当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報	該当なし								
その他既往の政府方針等	平成20年12月8日地方分権改革推進委員会第2次勧告において、「市場化テストの実施を検討する。」とされたが、平成25年3月15日に実施された内閣府官民競争入札等監視委員会施設・研修等分科会ヒアリングにおいて、市場化として切り出すにはボリュームに欠け、経費削減を図ることができないことなどから、市場化になじむものではない旨の説明を行い、了承されている。								
検討結果（事務・権限の区分） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px 0;">A-a</div> （参考） 平成22年の検討結果 A-a	土地家屋調査士試験は、国家試験であるため、問題作成及び採点（試験委員の選任を含む）、合格者の決定、受験手数料の額の決定等は、法務本省等において行う必要があるところ、試験申込受付、試験会場の確保、試験運営等の試験実施業務は、各法務局において行っているが、各地方自治体において試験実施業務を行うことができれば、試験会場数の増加（現在、土地家屋調査士試験については、筆記試験は全国9会場、口述試験は全国8会場で実施）により、受験者の利便性が格段に向上するほか、地方自治体が所有する施設等を試験会場とすれば、会場借料も不要になり、経費も削減できることが期待できる。								
備考	当該業務の移譲に当たっては、国家試験としての公平性を確保する観点から、現在行っている障害者等に対する特別措置、遅刻した受験者への対応、時間延長の措置等に関して全国統一した運用を確保することを条件とする。								

事務・権限移譲等検討シート

出先機関名：法務局・地方法務局		No. 3
<b>事務・権限移譲等検討シート（個票）</b>		
事務・権限名	1 人権擁護に関する諸事務のうち、人権擁護委員の委嘱に関する事務 2 人権擁護に関する諸事務のうち、人権啓発活動地方委託事業の中のネットワーク事業を除く事務	
事務・権限の概要	<p><b>【目的】</b>                  我が国の人権擁護制度は、基本的人権の保障を重要な柱とする日本国憲法が昭和22年に施行されたのを受けて、人権の尊重を基本とした平和で豊かな社会の実現を目指して、昭和23年に創設された。</p> <p>国民の基本的人権を擁護する事務を所掌する国の機関としては、法務省人権擁護局並びにその下部機関である法務局・地方法務局及びその支局が設置され、また、法務大臣が委嘱する人権擁護委員が全国に配置されており、人権侵害事件の調査救済活動、人権相談、人権啓発活動等の事務に当たっている。</p> <p><b>【根拠法令等】</b>                  日本国憲法、法務省設置法、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、人権擁護委員法等</p> <p><b>【関係する計画・通知等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について（平成11年7月29日人権擁護推進審議会答申）</li> <li>・人権救済制度の在り方について（平成13年5月25日人権擁護推進審議会答申）</li> <li>・人権擁護委員制度の改革について（平成13年12月21日人権擁護推進審議会答申）</li> <li>・人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定、平成23年4月1日一部変更）</li> </ul> <p><b>【具体的な業務内容】</b></p> <p>1 人権擁護に関する諸事務のうち、人権擁護委員の委嘱に関する事務                  人権擁護委員は、各市町村長の推薦を経て、都道府県内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いた上で、法務大臣が委嘱することとされており、以下ア、イの事務を法務局・地方法務局が実施している。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 都道府県内弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会に対する意見の提出依頼                  イ 法務大臣への推薦の上申手続</p> <p>2 人権擁護に関する諸事務のうち、人権啓発活動地方委託事業の中のネットワーク事業を除く事務                  国民の人権を擁護することは憲法上の要請であり、さらに国自らが人権擁護を行うことは国際的要請でもある。このことから、国は、基本的人権尊重の理念を国民一人一人に浸透させ、その理念を普及させるために人権啓発活動を実施しているところ、国が行うべき人権啓発活動の一部については、都道府県及び政令指定都市等へ委託して実施している（これを「人権啓発活動地方委託事業」という。）。                  人権啓発活動地方委託事業は、(a)ネットワーク事業（法務局、地方法務局、都道府県、市区町村、公益法人等が各地で横断的なネットワークを形成し、構成員による効果的な共同啓発活動となるよう、ネットワークの中で国が直接マネージメントを行い全国的に一定水準の人権啓発活動を確保するもの）と、(b)非ネットワーク事業（地方自治体が各地域の実情を反映させるなど独自性を活かして実施するもの）に分類される。</p>	
予算の状況 （単位：百万円）	1 予算措置なし 2 651百万円	
関係職員数	50局×2人（担当課長及び担当官）＝100人 （ただし、法務局・地方法務局においては、上記1、2の事務を行うための専任の職員は配置されておらず、担当者は他の業務も兼務している。）	

<p>事務量（アウトプット）</p>	<p>1 年間委嘱職員数</p> <table border="1" data-bbox="464 215 1284 311"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>平成21年</th> <th>平成22年</th> <th>平成23年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委嘱数</td> <td>4,693</td> <td>4,729</td> <td>4,475</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 委託先及び執行金額</p> <table border="1" data-bbox="464 371 1284 562"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成21年</th> <th>平成22年</th> <th>平成23年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方自治体数</td> <td>511</td> <td>490</td> <td>499</td> </tr> <tr> <td>執行金額 (百万円)</td> <td>937</td> <td>870</td> <td>746</td> </tr> </tbody> </table>	年	平成21年	平成22年	平成23年	委嘱数	4,693	4,729	4,475	年度	平成21年	平成22年	平成23年	地方自治体数	511	490	499	執行金額 (百万円)	937	870	746
年	平成21年	平成22年	平成23年																		
委嘱数	4,693	4,729	4,475																		
年度	平成21年	平成22年	平成23年																		
地方自治体数	511	490	499																		
執行金額 (百万円)	937	870	746																		
<p>地方側の意見</p>	<p>【全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」(H22.7.15)】(要旨)          法務局・地方法務局が所管する人権擁護に関する事務は、地方移管。ただし、移管先は市町村が想定されることから、最終的には市町村の意見に留意する必要がある。</p> <p>【全国市長会「出先機関改革に係る意見について(回答)」(H22.7.22)】(要旨)          法務局・地方法務局が所管する人権擁護に関する事務は、組織のスリム化・統合をした上で、市町村(広域連携を含む。)に移譲するという意見と、引き続き国において実施すべきという意見があることから、今後更なる検討が必要。ただし、指定都市はやることが可能。</p> <p>【全国町村会「出先機関改革に係る意見照会の回答について」(H22.7.23)】(抜粋)          法務局・地方法務局が所管する人権擁護に関する事務は、「市町村単位での処理となった場合、管轄範囲の縮小により、総体的に従来よりもコスト増が見込まれる。」といった慎重意見や、「全国統一的な処理が整然と行わなければならないが、それを担うのは国ではなく都道府県でもよい。」というような意見があることから、今後更なる検討が必要。</p> <p>【指定都市市長会「国の出先機関の原則廃止(抜本的な改革)に対する指定都市市長の提案」(H22.10)】(要旨)          人権擁護委員の委嘱に関する事務等は、国の出先機関の事務・権限を原則引き継いで実施。人権侵害事件に係る調査・救済・予防等は、地域の実情に合わせて指定都市の同種取組を拡充強化(国は事業を廃止し、指定都市へ税源移譲)。</p>																				
<p>その他各方面の意見</p>	<p>該当なし</p>																				
<p>平成21年工程表における見直しの内容</p>	<p>該当なし</p>																				
<p>平成21年工程表決定又は平成22年見直し以後の見直しの取組状況、関連する制度改正等(近い将来に実施することが決まっているものを含む。)当該事務・権限の現状を的確に理解できるような情報</p>	<p>該当なし</p>																				
<p>その他既往の政府方針等</p>	<p>平成20年12月8日地方分権改革推進委員会第2次勧告において、法務局については、「現行の組織を残す。」とされた。</p>																				

<p>検討結果（事務・権限の区分）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px 0;">A - a</div> <p>（参考） 平成 22 年の検討結果 A - a</p>	<p>（区分の理由等）</p> <p>1 人権擁護委員の活動が各地方自治体との有機的連携をもって行われることは、重要なことであり、そのため、人権擁護委員法では、人権擁護委員は、各市町村長の推薦を経て、都道府県内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いた上で、法務大臣が委嘱することとされている。これによって、人権擁護委員の活動が、全国的見地からの活動とそれぞれの地域の実情に即した活動となることを可能としている。以上の手続において、法務局は、都道府県内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会に対して意見を求めるなどの事務を行っているが、これらの事務を市町村に移譲することにより、市町村が、全国的見地からの活動と地域の実情に即した活動を行うにふさわしい候補者を推薦するため、自ら候補者に関するより多くの情報を収集・蓄積することが可能となることから、これら人権擁護委員の委嘱に関する事務については、全国の地方自治体に一律・一斉に事務権限を移譲する事務と整理した。</p> <p>ただし、法務大臣による委嘱に当たって適切な判断がされ、適任者を確保できるようにするため、十分な判断資料の提供等がされる仕組みと併せて検討する必要がある。</p> <p>2 人権啓発活動地方委託事業は、全国的に一定水準の啓発活動を確保しつつも、各地域における実情を反映させ、より国民の共感を得られる効果的な啓発活動を行うための仕組みである。この人権啓発活動地方委託事業は、ネットワーク事業と非ネットワーク事業に大別されるが、ネットワーク事業については、国が全国的に一定水準の啓発活動を展開するに当たって、国と地方自治体とが、協力・連携関係のもと、より効果的・効率的な人権啓発活動を行うために非常に有効なものであり、引き続き、国の事業として行っていくべきものと考えられる。</p> <p>これに対して、非ネットワーク事業は、地方自治体がそれぞれの地域の実情に応じて企画を行い、全国的な一定水準の確保という観点から法務局が査定を行った上、各地方自治体に実施を申し入れているものであるが、地域の実情や特性に合わせた効果的な啓発活動が何であるかは各地方自治体が最も良く知るところであって、各地方自治体はその判断と責任において事業を行うことが地方分権の趣旨に沿うものであることからすれば、人権啓発活動地方委託事業のうち非ネットワーク事業については、全国の地方自治体に一律・一斉に事務権限を移譲する事務と整理した。</p> <p>ただし、非ネットワーク事業についても、一定水準の啓発活動が行われるよう国が地方自治体に委託して実施しているものであり、地方自治体に移譲したものの、何らの人権啓発活動がなされないというような事態は避けなければならない、人権啓発活動を確保するための何らかの方策と併せて検討する必要がある。</p>
<p>備考</p>	<p>人権啓発活動地方委託事業の中のネットワーク事業を除く事務について</p> <p>国が都道府県及び政令指定都市に対し委託を行い、都道府県が必要に応じて、市町村に再委託を行っているが、事業を移譲するに当たって、財源の移譲の仕方（補助金とするのか、地方交付税とするのか、又はその他の方法とするのか、移譲先を都道府県及び政令指定都市のみとするのか、各市町村にも移譲するのか等）について地方自治体や関係省庁と十分な協議・検討を行い、移譲の方法を確定する必要がある。</p> <p>そして、移譲のための条件として提示した人権啓発活動が確保されるために採り得る方策として何が相当であるのかについては、財源の移譲方法とも併せて検討する必要がある。</p> <p>すなわち、現在の委託の仕組み（地方自治体から事業計画の提出を受け審査をした上で委託を行い、人権啓発活動実施後も報告を受けて確認している。）に替わる人権啓発活動の確保のための方策の一つとして、地方自治体の実施した人権啓発活動について何らかの報告を求め、それによって事後的な確認をするということが考えられるが、財源の移譲方法いかんによって、どのような仕組みの中でこれが実現可能か、また、これ以外に人権啓発活動の確保のための方策があり得るかについて、地方自治体と協議を行い検討する必要がある。</p>